

令和7年度米生産回復支援事業について

近年、水稻栽培の現場では、常態化する夏場の高温に加え、渇水による収量・品質の低下が問題となっています。

このような状況の中、令和7年産水稻において、高温・渇水の被害を受けた水稻生産者の経営安定を図るため、令和8年産水稻において収量・品質向上に資する土壤改良に要する経費について、補助金を交付します。



対象品目

水稻(稻WCSは除く。)

京都府HP:申請様式等はこちらからダウンロードできます。

補助対象 及び 補助額等

補助対象	補助額	補助上限額
土壤改良に必要な経費 (肥料・土壤改良資材費)	事業費(税抜) ×1/2以内	10aあたり10,000円

※高温・渇水被害を受けたほ場のみ

補助対象者

令和7年産において高温・渇水被害を受けた農業経営体*

*経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農業経営体であること。

*農業保険制度(水稻共済又は収入保険)に加入済みであること。

要件

- 令和7年産の水稻栽培において、高温・渇水被害を受けたほ場の反収が半減していること。
- 事業実施年度の2月末日までに完了する取組であること。

留意事項

- 申請額が予算の上限に達した場合は、補助金額を減じて交付します。
- 令和7年4月1日～令和8年2月28日の納品分が対象となります。

交付申請の流れ

交付申請締切

補助
対象者
(農業者)

交付申請
(舞鶴市農林課
窓口経由)

京都府

舞鶴市農林課窓口 申請受付期間
令和8年1月5日(月)から
令和8年1月23日(金)

問い合わせ先

舞鶴市農林課:0773-66-1023
京都府農林水産部農産課:075-414-4966
中丹広域振興局農林商工部:0773-62-2743